

平成23年4月12日
日本年金機構

被災された年金受給者の皆さまへ

国民年金・厚生年金の 現況届及び生計維持確認届等の提出期限延長のお知らせ

東日本大震災により被災されたみなさまに心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

東日本大震災により、災害救助法が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）に平成23年3月11日においてお住まいの方で、誕生日が3月1日から6月30日までの方は、現況届、生計維持確認届及び障害状態確認届の『提出期限』（通常は誕生月の月末）が、平成23年7月31日まで延長されることとなりました。

【現況届とは】

年金を受給されている方が、毎年誕生月に、引き続き年金を受給する権利があるかどうかを確認するための届です。誕生月の月末が提出期限となっており、届の提出がないときは、年金の支払いが一時差し止められます。なお、日本年金機構に住民票コードをご登録いただいている方には、住民基本台帳ネットワークでご生存を確認しますので、現況届は送付されません。

【生計維持確認届とは】

現在受給されている年金に、加給年金額、加算額及び加給金が加算されている方が、毎年誕生月に、引き続き加給年金等の対象となっている方の生計を維持しているかどうかを確認するための届です。誕生月の月末が提出期限となっており、届の提出がないときは、加給年金等の支払いが一時差し止められます。

【障害状態確認届とは】

障害年金を受給されている方が、障害の状態に応じて提出が必要となる年に引き続き障害年金を受給する権利があるかどうかを確認するための届です。誕生月の月末が提出期限となっており、届の提出がないときは、年金の支払いが一時差し止められます。

以上

お問い合わせは、「被災者専用フリーダイヤル」へ！



0120-707-118（通話無料）

期 間 : 平成23年4月11日～平成23年9月30日

受付時間 : 月曜日～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後5時まで

※ 一般的な年金相談は、「ねんきんダイヤル」0570-05-1165でもお受けしています。

※ お問い合わせは、最寄りの年金事務所でもお受けしております。